

## 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ(案)について

2025/12/22

一般社団法人 衛星放送協会

該当箇所	意見
5ページ 2(3) 取組の方針	<p>取りまとめ案において、「ガバナンス確保に関する取組の実施に当たっては、当然の前提として、表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持するものとした上で、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進するべき」としている点、また、「放送業界全体としての信頼性を確保するため、業界団体が積極的に役割を果たすべき」としている点は妥当だと考える。</p> <p>衛星放送協会としても、ガバナンスへの取組に関しては、必要な事項のアップデートに努めており、本年4月には、衛星放送業界のステークホルダーとの良好な関係を構築していくため、「人権宣言」を制定し公表した。また、これまででは、放送倫理や CM 基準など放送内容に関する議論を中心に行っていた「倫理委員会」の検討課題の範囲を、関係事業者との取引の適正化の在り方や会員社のガバナンスの在り方などにまで広げ、「コンプライアンス委員会」として改組し、議論を深めている。</p> <p>とりまとめ案では、「これらの放送事業者・業界団体の取組を基本としつつ、行政としても、自主自律との適切なバランスの中で、経理的基礎に基づく経営基盤の確保や、基幹放送普及計画に基づく放送の普及・健全な発達等の観点から、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当である。」としているが、放送事業者と業界団体は、視聴者・国民の放送に対する見方をふまえ、自主的な取り組みを進めているところであり、行政は事業者の取り組みを見守ることに徹するべきである。</p>
11ページ 3(2) 事案の未然防止 (平時の取組)	<p>この項目で、業界団体がガバナンス確保に関する指針や取組の具体例、留意事項を作成する際の参考すべき事項を整理しておられるが、衛星放送協会が、今後、指針等を策定する場合には参考事例として役立てていくことしたい。</p> <p>とりまとめ案では、「業界団体が積極的に役割を果たすべき」とされているが、各業界団体の規模や事業目的に応じた役割(周知活動だけなど)を可能な範囲で果たしていくことを認めて欲しいと考える。</p> <p>また、この項において、基幹放送普及計画において、ガバナンス確保の体制整備について規定することを提言しているが、この点についても、一義的に</p>

	は、放送事業者・団体の取組の推移を見守るべきで、新たな規定を設けるべきではないと考える。
16 ページ 3(3) 事案発生後の対応	取りまとめ案において、重大な事案が発生した場合に、一定の基準に基づいて当該事案に対する報告を義務づけることや、免許への条件付与について言及し、放送事業者の自主自立に十分配慮して番組内容への介入にならないよう慎重に制度設計をすることを提言しているが、こうした制度は設けた時点ではその背景をふまえての運用が行われると考えられるが、制度整備後、年月が経過するともとの制度整備の目的を超えて運用される可能性は否定できないと考える。したがって、ここに述べられている報告義務や免許条件についての制度整備については反対である。
19ページ 3(4) フォローアップ	ガバナンスの実効性をフォローアップする仕組みの整備については、その必要性は認識するが、構成メンバーについては、有識者・業界団体・NHKとし、行政はメンバーとしてではなく事務局機能を担う存在としての関与にとどめるべきであると考える。 衛星放送協会としても、ガバナンスでの取組を進めていく過程で、その進捗をフォローアップするために、外部理事である有識者や弁護士が議論に参加する仕組みを構築する考えである。
21ページ 4 おわりに	取りまとめ案では、この取りまとめをふまえ、速やかに制度改正等の必要な措置を講じることとしているが、まずは、放送事業者・業界団体の今後の取組の進展を見守るべきと考える。フォローアップのための円卓会議の必要性は認識しているので、制度整備よりも早急に立ち上げ、放送事業者・業界団体の取組についての現状認識を深めていくことが必要だと考える。